入院契約の終了

――病院による退院請求を中心にして――

清藤仁啓

- 第1章 序 論
- 第2章 入院契約の実際
- 第3章 裁判例の紹介と検討
- 第4章 理論的整理・検討
- 第5章 結論-分析の結果と今後の展望

第1章 序 論

第1節 本稿の目的および構成

厚生労働省の平成26年(2014年)患者調査の概況によれば、平成26年10月の入院患者の総数は推計で131万8,800人とされている(1)。同調査からは、平成2年以降は、入院患者数は減少を続けているものの、現在もなお多数の入院患者が存在していることがわかる。

多数の入院患者が存在している一方,入院に伴う患者と病院ないし医師(以下,「医療機関」という。)の法律関係は,現在まで議論が尽くされているとは言い難い状況にある。特に,入院契約がいつの時点で終了し,医療機関からの退院請求が可能であるか,反対にどのような場合には退院請求

^{(1) 「}平成26年(2014) 患者調査の概況」18頁(厚生労働省, 2015)。

が認められないかという点については実務上の関心は高いものの、明確な 基準が示されていないのが現状である。

実際には、患者及び医療機関の明示、黙示の合意により入院契約は終了している場合がほとんどである。もっとも、一方当事者、特に医療機関から患者に対して退院請求がなされたが、患者がこれを拒む場面となると、患者と医療機関の双方に存在しうる様々な利害関係のため、入院契約の終了をめぐる両者の関係は複雑な様相を呈すこととなる。本稿でも取り上げるように、現在まで幾つかの裁判例において入院契約の終了について一定の判断が示されてはいる。しかし、様々な利害関係に十分に対応できるだけ裁判例が集積されているわけではない。

本稿では、上記のような現状の下、入院契約の終了時期の現状の議論、 裁判例の状況を明らかにしながら、入院契約の終了する場合について、そ の法的根拠及び具体的にどのような事情をどのように考慮することができ るかについて一定の方向性を探るものである。

当然のことながら、本稿の目的は医療機関による患者の追出しを推奨するものではない(2)。入院契約の終了時期の現状の議論、裁判例の状況を明らかにし、入院契約の終了の基準を明確にすることで、患者においては不当に退院を求められることがないよう、医療機関においては受忍する必要のない不利益を受任し続けることがないよう目指すことにある。更には、限られた医療資源の中、入院を必要としている者が適切に入院治療を受けることができるよう目指すことにある。

本稿では、第2章において入院に関する利益状況や現状を明らかにし、 第3章で退院請求が争われた裁判例を概観した後、第4章で入院契約の終 了に関する法律関係とこれまでの検討から得られる視座を提示し、入院契

⁽²⁾ 一般病床と療養病床などの区別による急性期病院とそれ以外の病院などの区別,長期入院患者の保険診療報酬の減額などによる退院勧告が問題となっていることにつき,野田寛「医療契約をめぐる諸問題」植木哲先生還暦記念『医事法の方法と課題』112頁(信山社,2004)。

約の終了に際してのどのような事情をどのように検討すべきかについての 試論を示すものとする。

第2節 本稿の議論対象

1 入院契約

(1) 入院契約の定義

患者が病院に入院する際の契約関係について、裁判例においては「入院 契約 | ないし「入院を伴う診療契約 | と呼称されている。本稿では、当該 入院患者が通院治療可能な程度に傷病を治療することを目的とし、 医療機 関が、入院患者に対して診療の他、病床の提供や食事の提供等を行い、こ れに対して入院患者が病院に入院費等を支払うことを内容する契約関係を 「入院契約 | と呼称する。そして、入院の有無を問わず、医療機関が患者 に診療行為を行い、それに対し患者が診療費を支払うことを内容とする契 約関係を「診療契約」と呼称し、「入院契約」以外の診療契約を「入院を 伴わない診療契約しと呼称する。

入院契約も入院を伴わない診療契約と同様、診療を行うことが契約の中 心となるが、入院契約は看護はもちろん、病床の提供を受けるという賃貸 借契約ないし宿泊契約と類似の側面や、食事の提供を受けるという売買契 約類似の側面をも併せ持っている契約であり、入院を伴わない診療契約と は異なる性質を有していると考えられるからである。

(2) 入院契約の特殊性

また、本稿の議論の対象とする入院契約は、入院を伴わない診療契約と は異なる特殊性も有していると考えられので、ここで入院契約の特殊性を 検討する。

まず、入院契約における一方当事者である患者は、入院していることに より医療機関内の施設に日夜滞在するものであり、入院を伴わない診療契 約よりも患者と医療機関との関係は一層密接といえる。そのため、入院契 約においては、患者と医療機関との信頼関係はより一層重要なものであ り, 両者の信頼関係が損なわれた場合には, 入院を伴わない診療契約より も正常な診療がより困難となるといえる。

また、患者が医療機関の内部に継続して滞在しているために、患者の行為により医療機関に与える影響も大きなものになる傾向があると考えられる。

最後に、入院契約における患者の特殊性として、入院契約は継続的に患者を医師の管理下に置いて傷病治療に専念する必要がある場合になされることが通常であることから、患者の傷病の程度は入院を伴わない診療契約に比して重い傾向にあるといえる。

2 本稿で想定する患者と医療機関の関係

本稿で想定する状況入院契約の終了をめぐる法律関係には入院患者の傷病の内容や程度,同傷病の回復状況,病院ないし病床の種類,医療機関と患者のいずれが退院を求めているのか,入院の際の経緯等,様々な条件によりそれぞれ議論すべき内容は変わってくるものと考えられる。

本稿では、自己の意思に基づき一般病床に入院している入院患者に対して、医療機関が何らかの理由で退院を求めるのに対して、患者がその退院の求めを拒んでいる場面を前提として議論を進めるものとする。

なお、医療機関が患者に対する建物明渡しを認める旨の債務名義を得た としても、執行が困難な場合があることが指摘されている(3)(4)。特に、入

⁽³⁾ 大寺正史「Q53 強制退院の可否とその実現手段」田辺克彦編(青林書院, 2013)では、医療機関が病室の明渡しの執行を行う際、入院患者がなお入院加療の必要性を主張した場合、執行官が、執行の着手をためらってしまう可能性があるため、あらかじめ医師による入院加療が不要である旨の診断書を直近の入院患者の様子を踏まえて作成しておくとよいとの指摘がされている。

⁽⁴⁾ 建物収去命令の実施にあたり債務者が病队中でその移動により病勢が悪化する危険がある場合に執行することはできず、執行不能に終わるほかないとした決定として、東京高決昭和41年12月9日、東京高決昭和42年6月27日がある。通常の賃貸借契約等の終了ないし所有権に基づく明渡請求と異なり、入院契約の終了に基づく請求では当該患者の病状も考慮したうえで判決がなされること

院治療の必要性がある場合には、執行官が病状悪化の可能性があるとの判 断をする可能性は入院治療の必要性がない場合よりも高いといえる。

もっとも、本稿では紙面の都合上、入院契約の終了時点までを論じるも のとするため、執行に関する問題点についてまでは検討しない(5)。

第2章 入院契約の実際

第1節 入退院をめぐる利害関係

1 問題の所在

そもそも、患者、医療機関には入退院に関してどのような利害関係があ るだろうか。

先述した通り、入退院をめぐっては、多岐にわたる利害関係が存在して いる。それ故に、医療機関は、様々な理由で患者に対して退院を求め、一 方で患者も様々な理由で入院継続を求めることとなる。

様々な理由が存在する故に、議論は混乱しかねない。そのため、今後の 議論のために、まずは患者が入院ないし入院継続を求める理由及び医療機 関が退院を求める理由について考えうるものを列挙し、それぞれの理由の 関係性を整理し、入院契約の終了を検討する際の視点を探る。

となる。そうであるにもかかわらず、執行官において医師による判断があった 等の特段の事情もなく、病勢悪化の危険を判断し、執行を終了してしまうとす れば判決が画餅に帰すものとなり兼ねず疑問が残る。今後の検討課題とした

⁽⁵⁾ 医療機関が訴訟で明渡しを求めようとすると、債務名義を得て執行が行われ るまでに一定程度の時間と費用を要することが通常である。さらに、現状では 入院契約の終了原因自体が必ずしも明確でないことに加え、執行自体が不奏功 に終わる可能性があり、入院契約においては訴訟による明渡しに大きな障害が あるものといえる。

2 患者が入院ないし入院継続を求める理由

(1) 入院を求める理由

まず、患者が入院を決定する際、そのほとんどは、医師の判断、指示に 基づき入院をすると考えられる。そして、通常の場合、入院を伴う治療の 必要性があり、入院治療のために入院するものと考えられる(®)。

(2) 入院継続を求める理由

そして、患者が入院継続を求める理由には、以下の理由が挙げられる(7)。

- ①医学的に入院治療が必要であること(以下,「患者理由①」という。)
- ②介護老人保健施設や特別養護老人ホームに空きがないこと(以下, 「患者理由②」という。)
- ③介護者が不在であること、家族が介護を拒否していること(以下、「患者理由③」という。)
- ④患者が資力に乏しく,退院後の行く当てもないこと(以下,「患者理由 ④」という。)(後記裁判例2.3.4参照)
- ⑤入院保険料の支払条件との関係で、一定期間の入院が必要であること (以下、「患者理由⑤」という。)

上記のような理由の一つないし上記のうち複数の理由に基づき、入院継続を求めるものと考えられる。

3 医療機関が退院を求める理由

反対に、医療機関が退院を求める理由には以下の理由が挙げられる。

⑦医学的に入院治療の必要性がないこと (以下,「医療機関理由⑦」とい

⁽⁶⁾ なお、印南一路『「社会的入院」の研究』121頁(東洋経済新報社、2010)では、家族が介護できないこと、介護者が不在であること、又は通院が困難であることを理由に入院する患者が一定数存在することも指摘されている。

⁽⁷⁾ 印南・前掲注(6)113頁。また同ページでは、より高度な一般病床、療養病床等に空きがないために退院できないことがあることも指摘されている。この場合は、異なる病床といえども、入院治療の必要性が肯定される場合(患者理由①)と同列に論じることができる。

3 a) (8)

- ①当該患者が医療従事者や他の入院患者に対して迷惑をかけていること₍₉₎(以下,「医療機関理由①」という。)
- ⑤当該患者が入院費用を支払わないこと(以下,「医療機関理由⑥」という。)
- ②退院を求める対象である患者が病院規則₍₁₀₎を守らないこと(以下, 「医療機関理由②」という。)
- (引入院期間が長期化することにより、診療報酬が減額されること(以下、「医療機関理由闭」という。)

上記のような理由の一つないし上記のうち複数の理由に基づき、医療機関は患者に対して退院を求めるものと考えられる。

4 理由の検討

(1) それぞれの理由の整理

法的に入院契約の終了を検討する前に、先に列挙した医療機関側が退院を求める理由を基軸として、それぞれの理由の関係性を簡単に整理し、入院契約の終了についての視座を探る。

まず、それぞれの理由の関係として、医学的に入院治療が必要であること (患者理由①) と医学的に入院治療が必要ないこと (医療機関理由⑦) とは、両立しない関係にあるが、それ以外の患者理由及び医療機関理由はそ

⁽⁸⁾ 厚労省前掲注(1)7頁では退院は決まっていないが退院可能な状態にある 患者数が、推計で入院患者の総数のうち13.6%に上ることが指摘されている。

⁽⁹⁾ ここでは、刑事法上違法な犯罪行為にまでは至らない迷惑行為を想定するものとする。

⁽¹⁰⁾ 多くの病院の規則では飲酒, 喫煙, 無断外泊の禁止や, 医師の指示に従うこと等が定められていることが多い。また, 診療行為の妨害や, 他の入院患者への迷惑となる行為等も禁止すると定められているものや (医療機関理由④), 診療報酬の支払いが定められているものもある (医療機関理由④)が, ここでは医療機関理由④, ⑨に該当しない規則違反を医療機関理由④とし, 主に飲酒, 喫煙, 無断外泊の禁止を想定するものとする。

れぞれ両立し得る関係にあることが指摘できる。

次に、患者が入院するにあたっては、基本的に医学的に入院による治療が必要であることが前提となっており、入院の目的は医学的に入院による 治療が必要ない状況にまで傷病を回復させることにあることが通常であ る。

そのため、医学的な入院治療の必要性がなくなったものと認められるのであれば、入院の目的自体が達成されることになる。したがって、医療機関理由⑦の観点は、目的とは直接関係のない他の医療機関理由④から②とは性質を異にするものといえる。

したがって、本稿でも、入院治療の必要性がない場合(医療機関理由⑦) と、入院治療の必要性は認められる(患者理由①)が、医療機関理由②から⑦がある場合を別個に取り扱う形で論じていく。

(2) 入院治療の必要性(患者理由①, 医療機関理由⑦) について

ここで,入院治療の必要性(患者理由①,医療機関理由⑦)については,必要性判断の主体及び,必要性の意義に疑義があるため,さらに検討を加える。

まず、医学的な入院治療の必要性の有無(患者理由①、医療機関理由⑦)は、高度に専門的な医学的判断であることから、当該医師の判断に広い裁量が認められることになると考えられる。当該医師の判断が裁量を逸脱する場合には入院治療の必要性が認められ(患者理由①)、入院治療の必要性がない(医療機関理由⑦)とは認められないと考えられる(後掲裁判例3、4参照)。

また、実際には、入院治療が絶対的に必要場合と、通院治療自体は可能であるが、患者の社会的諸条件も考慮し医学的な入院治療の必要性以外の理由から医師が入院を勧める場合が存在することが指摘できる。通院治療が可能であるが、医学的な入院治療の必要性以外の理由から医師が入院を勧める場合にも入院治療が必要な場合(患者理由①、医療機関理由⑦)にあたるかが問題となりえる。もっとも、上述したように入院契約は通常通院

治療が可能な程度にまで傷病を回復させることを目的としているのである から、通院治療自体は可能であるが、医師が入院を勧める場合について は、入院治療が必要な場合(患者理由①、医療機関理由⑦)には該当しない ものと考えられる(11)。

(3) 患者理由②から④(以下、「患者の社会的諸条件」という。) について また、介護老人保健施設や特別養護老人ホームに空きがないこと(患者 理由②). 介護者が不在であること、家族が介護を拒否していること(患者 理由③). 患者が資力に乏しく. 退院後の行く当てもないこと (患者理由 ④) は、それぞれ社会環境、家族状況、患者個人の資産状況等が理由とな っており、その原因は異なるが、いずれについても医療機関との関係では なく、患者を取り巻く社会的諸条件に基づく理由であるという共通性を有 するものといえる。

第2節 入院に伴う契約の実際

診療. 入院に伴う患者と医療機関の関係の実際

入院契約の終了について、患者及び医療機関の利害関係を概観したとこ ろで、入院及び診療に際しての実際の取扱いはどのようなものであるかに ついてもここで検討する。

詳細な検討は後述するが、判例、通説では診療における患者と医療機関 との間の関係は準委任契約の性質を有する契約関係であると考えられてい る。

通常の契約関係のおいては権利関係を明確にし、事後の紛争を予防する ために、当事者間で契約書が取り交わされることが多いが、診療契約の際 に契約書が取り交わされることは殆どない(12)。

⁽¹¹⁾ 後掲裁判例5参照。なお、患者の社会的諸条件も加味し入院が望ましいと判 断した場合も「入院の必要」があると表現しうるため、本稿でいう「入院治療 の必要性 | と混同し易いことから注意が必要である。

⁽¹²⁾ 樋口範雄ほか『医療の法律相談』 4 頁 (有斐閣, 2008)。

同様に、患者が医療機関に入院する際もいわゆる契約書を作成することも殆どない。後述する裁判例においても入院に関しての契約書が作成されたことが伺われるものはない。

通常の場合、病院から入院に関する案内が記載されたパンフレット等が 交付され、入院する患者等から入院申込書または入院誓約書等の表題が付 された書面の提出を受けることが多い。

入院申込書,入院誓約書の記載内容の一例を挙げると,入院料その他の諸費用については,入院者,申込者,連帯保証人が指定の期日までに全額を支払うこと,本人の身元については身元保証人において一切引き受けをすること,退院を指示された場合は,指定の期日に身元保証人の責任において引き取ること,院内の諸規則を遵守すること,万一各種規則に違反したとき,または他の患者の迷惑になると判断されたときは,病院の指示に従い即時退院することを了承すること,といった内容が記載されているものがある(13)。これらの本文に加え,申込者,入院者,身元保証人,及び連帯保証人の氏名,性別,生年月日,住所の記載欄が設けられているものが多い。また,署名押印は患者,身元保証人,及び連帯保証人のみが行うものとなっており,患者と医療機関の契約書というよりは,患者側が医療機関に対して約束する形式となっている(14)。

⁽¹³⁾ ここで紹介した内容の入院申込書では、「退院を了承します」と記載されており、退院義務を負うものと定めていると読める文言であったが、病院規則に反した場合患者に対して入院を求めることがありますとの記載に止まっているものもある。

⁽¹⁴⁾ なお、昭26・9・6―三重県衛生部長あて厚生省医務局長回答(医収第484号)において、①入院患者の症状が入院治療を必要としないと医師が診定した場合病院の管理者は患者の意に反しても退院を命ずることができると規定すること、②患者の言動が病院の秩序を害すると認めた場合病院の管理者が患者の意に反し退院を命ずることができると規定すること、を院内規則等に定めることの可否並びにその根拠についての照会がなされている。

これに対して、「…患者の入院は、患者と病院当局との間における契約に基づくものであり、且つ、照会に係る院内規則の内容は何ら法令及び公序良俗に違反するものでなくこれを内容とする院内規則等を規定しておき、入院に際

その他、入院時には、患者が短期間で退院することが見込まれる場合等 を除いて、推定される入院期間等所定の説明内容が記載された入院診療計 画書を作成し交付し、または交付に代えて電磁的方法で提供して患者に対 して説明をすることが法定されている(医療法6条の4. 同法施行規則1条 の5から7)。

名古屋弁護士会のモデル契約書

上述のように診療契約について契約書が作成されることは殆ど無いのが 現状であるが、平成14年に名古屋弁護士会(現在の愛知県弁護士会)が診 療契約についてモデル契約書を作成し、公開している。契約書がほとんど 作成されない診療契約において、契約書を用いて患者病院間の権利義務関 係を明らかにしようとする先駆的な試みであったといえる。

同契約書に記載されている内容は裁判例で認められている権利。義務が 中心となっているが、診療報酬の支払いに関するものの他は医療機関の義 務が定められているのみであることや、現実に契約手続きが煩雑であるこ とから、本契約書を医療機関が進んで利用するには大きな障害があったも のと想像される(15)。

また、診療契約の終了については、第5条1項において、患者の死亡に よる終了の他、同条第2項に合意による解除、第6条に患者からの自由な

し、これらをじゅん守することを条件として入院せしめることは差支えないと 解する。然し乍らその運用にあたっては医業の本質に反することの内容しかる べくご指導願いたい。」との回答がなされている。

医療機関理由⑦、
、及び⑦があった場合について院内規則で退院命令を定 めることについての行政解釈である。現在の入院申込書や入院誓約書はこの労 働局の回答に沿ったものといえる。

⁽¹⁵⁾ 塚本泰司「医療契約を考える」日本医事法学会編『年報医事法学21』42頁 (日本評論社、2006) においては「訴訟を念頭に置いた「訴訟上の患者保護」 の目的が強く. 「日常の自分の患者にできるだけの医療をする」という医療者 本来持っている理念を阻害する.という一面をもつことを懸念する | との指摘 がされている。

解除,第7条に患者が連絡なく受診をしない場合の患者からの解除の申し出があったものとみなすとする受診の中止が定められているのみである。また,本稿で問題とする入院契約について特別に定めがなされているわけではなく,モデル契約書の内容からは入院契約の終了事由を検討するにあたっての視座を得ることはできなかった。

3 入院に伴う契約の実際から得られる入院契約の終了についての示唆

以上のように、診療契約については契約書の作成は殆どされておらず、 入院契約については入院誓約書等の作成がされてはいるものの、終了事由 については詳細に定められていないのが実際である。そのため、入院契約 の終了については当事者間で認識の共有が図られていない現状がある(16)。 やはり入院契約の終了の基準を明らかにする必要性が存在しているとい えよう。

第3章 裁判例の紹介と検討

第1節 裁判例の分類

入院契約をめぐる問題点を見たところで、実際に裁判上入院契約の終了が争われた裁判例を概観していくこととする。

入院契約の終了について判断を示した裁判例として,東京地判昭和44年2月20日(以下,「裁判例1」という。). 大阪地判昭和60年9月13日(以下.

(16) 当事者間で入院契約終了事由についての認識の共有を図ることで、入院契約の終了の際の当事者間の紛争を防ぎ、または円滑な紛争解決のための一定の効果は得られると考えられる。現実に入院契約書を作成することは、医療機関への手続上の負担から現状では困難であると考えられるが、一方で本稿に示す基準を具体的に入院誓約書や入院規則に定めることは大きな負担にはならないであろう。入院誓約書や入院規則に具体的な入院契約の終了事由を定め、入院時にその説明を行うことで、紛争予防及び紛争解決の一助とすることができるのではなかろうか。

「裁判例2 | という。). 岐阜地判平成20年4月10日(以下,「裁判例3 | とい う。). 名古屋高判平成20年12月2日(以下,「裁判例4」という。). 名古屋 地判平成21年9月16日(以下、「裁判例5」という。) 千葉地判平成22年12 月24日(以下、「裁判例6」という。)が存在している。

これらの裁判例のうち、裁判例2及び裁判例5は、退院義務がないにも かかわらず退院させられたとして患者側が損害賠償請求を求めたものであ り、裁判例1、裁判例3、裁判例4、及び裁判例6は病院側が入院治療の 必要性がなくなったものとして、退院請求等を行ったものである(なお裁 判例1は建物一部明渡しの仮処分決定に対する異議申立事件である。)。

以下、それぞれの裁判例を概観する。

第2節 裁判例の概要

東京地判昭和44年2月20日(判時556号74頁)(裁判例1)

(1) 事案の概要

外来患者として来院した患者が、多発性神経炎若しくは心不全の疑いの ある自覚症状を訴えたため、症状の原因を突き止め、入院加療の要否を診 断する為に入院して精密検査を受けることになった。

その後、各種精密検査の結果入院加療を要する他角的所見が認められな いものと診断され、病院が退院勧告を繰り返し、最終的に退院すべき旨を 通告した。しかし、患者がそれに応じなかったため、病院が建物一部明渡 仮処分の申立てを行い、病院の請求を認める仮処分決定が出たが、その決 定に対して患者が異議申立を行った。

(2) 判決要旨

「入院契約の目的は、病院側において、入院患者の症状を診察し、右症 状が通院可能な程度にまで回復するよう治療をなすことにあり、入院治療 の必要の有無は医師の医学的. 合理的な判断に委ねられ. 患者の訴える自 覚症状はその判断の一資料にすぎないもので、医師が当該患者に対し入院 治療を必要としない旨の診断をなし、右診断に基づき病院から患者に対し

退院すべき旨の意思表示があったときは、特段の事由の認められない限り、占有使用に係る病床を病院に返還して病室を退去し退院すべき義務がある…。」とした。

(3)結論

「各種の精密検査の結果に基づく医師の医学的、合理的な判断により、もはや通院治療が可能な程度にまで症状が治癒し、入院加療を必要としない健康状態にあることが判明し、これを理由に病院から退院通告を受けたのであるから、右入院契約は、目的の到達により終了したものとして退院義務を負っている…。」ものとした。

また、仮処分の必要性の有無の判断の中で、主治医の交代を要求し、ハンストも辞さない旨の意思表示をし、病院の退院通告以後、病院は一切の治療行為を中止し、患者は病室で自炊をはじめ、他の病室に自由に出入りして、医師の悪口を吹聴して回り、退院間近の患者に対し安眠を妨げるなどして、入院生活の平穏を侵害する結果を招いていたことが一応認められ、「…入院を継続することは、他の入院患者に対する治療効果に悪影響を及ぼし、入院事務の円滑な遂行に支障をきたすのみならず、他の入院を要する患者の入院治療の機会を奪うことにもなり、病院運営上放置しがたい事態を引き起こしていたものと認められる…。」等との判断を示している。

2 大阪地判昭和60年9月13日(判夕596号50頁)(裁判例2)(17)

(1) 事案の概要

日雇労務者であった男性患者が、肺結核と診断され、福祉事務所の承認 により病院に入院した。病院内での結核患者の会に入会し、病棟の各室に 結核患者待遇改善要求を記載したビラを配布するなどしたことから、病院 が一方的に退院をいいわたし、患者を強制的に退院させた。その後、患者

⁽¹⁷⁾ 同裁判例の評釈として河野正輝「肺結核患者の強制退院事件」別冊ジュリ 140号124, 125頁 (1996)。

から強制的に退院させた措置が診療契約上の債務不履行及び不法行為にあたるとして損害賠償請求を行った。患者は、医学的に入院治療の必要性があったこと、身寄りがなく、住居不定であったこと、治療が必要であるにもかかわらず、退院に際して他の病院を紹介しなかったこと等を主張した。

(2) 判決要旨

診療契約が私法上の契約関係にすぎにことから、医療機関が患者に対し、「…その生活全般に関して保護的措置を講ずべき債務を負う関係にあるとは到底解し難いことから、社会的条件をも考慮して入院治療を必要とし被告がこれを継続すべき債務を負う場合とは、単に入院治療を継続する方が望ましいというのではなく、社会的条件等をも併せ考えると退院させた場合には適切な診療行為を受けることができなくなり、その結果、その病状を悪化させることが明らかであるかその危険性の大きいことが予見される場合に限られると解するのが相当である。」とした。

また、他の病院への受け入れを配慮した措置を取る義務を負うのは、なお治療を要する患者を退院させる場合であって、他の治療機関への入、通院手続き等当該患者がなしうる手段を迅速、適切に講じてもなお新たな治療等を受けるまでの間に病状が悪化することが明らかないしその危険が大きいときには、医療機関において、患者が「…他の治療機関への入、通院手続き等自分で取りうる手段を迅速、適切に講じさえすれば病状を悪化させることなく、新たな治療を受けられるよう配慮した措置を講じたうえで退院させるべき債務を負い、これによって病状を悪化させたような場合にはそれについての不履行の責任を免れない…。」とした。

(3)結論

退院時において、医学的見地から見た場合、原告が入院治療を要する程度の病状になく、入院治療の絶対的適応の場合であったとは認められないとした。そして、退院により原告の病状が悪化することが明らかであつたとかその危険性の大きいことが予見される状況にあつたとは認められない

とし、また、退院措置の直接の契機がビラの配布であったことを認定しつつも、退院措置の際に有形力の行使がないこと等を挙げ退院措置それ自体に基づく損害賠償請求の主張を退け、原告主張の債務不履行及び不法行為を否定した。

3 岐阜地判平成20年4月10日(裁判例3), 名古屋高判平成20年12月2 日(裁判例4)₍₁₈₎

(1) 事案の概要

5年間にわたって入院を続け退院を拒絶する患者に対して、すでに入院 治療の必要性はないとして、病院からの退去、未払いの治療費の支払い等 を求めて訴訟を提起したところ、患者から医療機関の医療過誤によって損 害を被ったとして損害賠償請求の反訴がなされた。また、患者は、就労が 困難である原因が病院の医療過誤にあるのに病院が賠償金を支払っていな いことなどから退院請求は信義則に反し許されないと主張した。

(2) 判決要旨(裁判例3)(19)

「入院を伴う診療契約は、病院の入院患者用施設を利用して、患者の病状が、通院可能な程度にまで回復するように、治療に努めることを目的とした私法上の契約であり、医師が、患者の病状が、通院可能な程度にまで治癒したと診断した場合に、同診断に基づき病院から患者に対し退院すべき旨の意思表示があったときは、医師の上記診断が医療的裁量を逸脱した不合理なものであるなどの特段の事由が認められない限り、入院を伴う診療契約は終了し、患者は速やかに入院患者用施設である病室から退去する義務を負うものと解される。」とした。

(3) 結論(裁判例3)

本件では通院可能との医師の診断があり、入院治療の必要性がないこと

⁽¹⁸⁾ 裁判例 4 の評釈として上山泰「入院患者への退院請求」別冊ジュリ219号 168, 169頁 (2014)。

⁽¹⁹⁾ 裁判例3の控訴審である裁判例4も裁判例3の判旨を引用している。

及び退院すべき旨を告げており、診断が医療的裁量を逸脱した不合理なも のである等の特段の事由もないことから退院義務を肯定した。また、病院 の過失による医療過誤は存在せず、日常生活に支障がない状況であるこ と、患者を扶養すべき親族が存在することもうかがわれること等から、信 義則に反することもないとした。

名古屋地判平成21年9月16日(医療判例解説28号16頁)(「裁判例5」) (1) 事案の概要

男性患者が交通事故により、頸部挫傷、右腕神経損傷、右上肢反射性交 換神経性ジストロフィーとなり、病院に入院した。病院は、同患者の入院 中の態度が芳しくなく、度々無断外泊を行い、トイレ内での喫煙、女性看 護師が帰宅のため駐車場で自家用車に乗ろうとした際、その自動車に乗り 込もうとしたこと等の事情があったと主張している。その後、病院は上記 事情と、通院治療が可能であることを理由に退院を求めたが、患者は退院 を拒否し、他の病院に転院させることとなった。その後、患者が強制的に 退院させられた等と主張し、入院治療を受ける権利を侵害されたとして不 法行為に基づく損害賠償請求を求めた。

(2) 判決要旨

患者と病院は、入院を伴う診療契約を合意解除していたと認定もしつ つ、合意解除の点はさておくとしても、「入院を伴う診療契約は、病院が、 患者に対し、病院の入院患者用施設(病室)を利用することを許し、医師 において、患者の病気・疾患が通院治療の可能な程度にまで治療・回復す るよう診療に努めることを目的とする、準委任契約と解される。…上記目 的が達成されたかどうかについては、その事柄の性格上、高度に医学的、 専門的判断を要するから、診療にあたる医師の判断が強く尊重されるべき であり、医師において、患者の病気・疾患に関する医学的知見、患者の臨 床症状・臨床所見、入院中の診療経過等の諸事情に照らし、患者の病気・ 疾患が通院治療の可能な程度にまで治癒・回復したと診断した場合には、

その診断が医師として許容される医学的,専門的裁量の範囲を逸脱した不合理なものであるなどの特段の事情がない限り,病院が患者に対して退院すべき旨の意思を表示することによって,入院を伴う診療契約は上記目的の達成により当然に終了|するとした。

(3) 結論

本件では、医師により、通院治療の可能な程度にまで治癒・回復したと の診断がなされ、上記特段の事情もないことから、退院すべき旨の意思表 示がなされていることから退院義務を肯定し、損害賠償請求を否定した。

5 千葉地判平成22年12月24日 (医療判例解説36号74頁) (「裁判例 6」)

(1) 事案の概要

女性患者が病院にて内視鏡的逆行性膵管造影,十二指腸乳頭切開術,および内視鏡的胆道牌石術を受けたがその際に十二指腸の穿孔が発生する医療事故が起きた。上記患者と病院は医療事故に関する治療費を及びそれに伴う全費用を病院が負担する等の合意を行い,同内容の契約書の取り交わしを行い,その後も入院治療が続けられた。その後,病院から入院治療の必要性がなくなったとして,患者に入院契約の終了通知を発したが,患者は退院しなかった。そのため,病院が,契約終了に基づく病室の明渡し等を求め,訴えを提起した。

(2) 判決要旨

「入院は、病院等に継続的に滞在して、常に医師の管理下に置いて傷病の治療に専念する必要がある場合になされるから、医師において、常に医師の管理下に置いて傷病の治療に専念する必要がないと判断し、その判断が医学的見地に照らして相当であるときは、入院契約は医療機関側が患者に対して終了の告知をすることにより、終了するものと解するのが相当である。」とした。

(3)結論

本件では、医師において、常に医師の管理下に置いて傷病の治療に専念

する必要がないと判断し、その判断が医学的見地に照らして相当であると して、退院義務を肯定した。

第3節 裁判例の分析

1 裁判例における当事者の主張について

いずれの裁判例についても、医療機関が入院治療の必要性がないことを 主張し、その主張が容れられている。いずれも、医療機関側からは、明確 に患者の迷惑行為や自体を理由とした入院契約の終了は主張されていな V10

もっとも、各裁判例においては病院規則違反や、入院料の未払い、医療 従事者や他の患者に対する迷惑行為もがあることも主張、認定されてお り、病院側が訴訟や強制退院に踏み切った背景には、これらの理由もあっ たものとの推測もできる。

各裁判例における医療機関の主張及び患者の主張を第2章第1節で検討 した患者と医療機関の利害関係に則って一覧にすると以下の通りとなる。

	病院主張	患者主張	備考
裁判例 1	医療機関理由⑦	患者理由①	病院は保全の必要性として当該患者が病室のベッドの上で簡単な食事の調理をするようになり、このため同室の患者から睡眠が妨げられるので他の病室に移転したいという希望が続出したこと、当該患者が根拠のない医師に対する不信感を増長させるがごとき言動をなし、退院間際の患者たちが退院命令に従わないという例が続出したこと、勝手に市販の利尿剤を購入して飲み、夜中に何度もトイレに通うため、ドアの開閉音で他の患者の安眠を妨害していること(医療機関理由⑦)や、入院費用を支払わないこと(医療機関理由⑦)を主張した。決定の中で、保全の必要性を肯定する事情として病室で自炊をはじめ、また、他の病室に自由に出入りして、医師等の悪口を吹聴してまわり、退院間近の患者に対しては退院延期を扇動するなどして、単にひんしゅくをかうばかりでなく、他の入院患者に対し安眠を妨げるなどして、入院生活の平穏を侵害

			する結果を招いていたことが一応認められると認定 した (医療機関理由④)。
裁判例 2	医療機関理由⑦	患者理由① 患者理由③	患者は、ビラの配布が病院の規則に反するとして 退院を命ぜられたものであり、病状とは関係なく行 われたものであると主張した。 判決の中で病院による退院命令の直接の契機がビ ラ配布であったものと認定した(医療機関理由①)。
裁判例3裁判例4	医療機関理由⑦	患者理由① 患者理由③	裁判例3、4に先立ち、病院は、患者が病棟内で 大声を出すなどと主張して、患者や相手方として退去・妨害禁止等仮処分命令の申立を行い、患者に対 して治療行為に必要な範囲を超えて医療従事者に面 談を求めること、指定場所以外での喫煙、建物内で の携帯電話の使用、敷地内で大声を出すこと、その ほか、病院の院長が指定した行為などを禁止する旨 の決定をしていた(医療機関理由①、④)。 判決の中で、病院内で、指定場所以外での喫煙、 建物内での携帯電話の使用、無断外泊、敷地内で大 声を出す等の行為があったこと及び、未払いの入院 費があったことを認定した(医療機関理由④、②、 ⑤)。
裁判例 5	医療機関理由⑦	患者理由①	特になし
裁判例 6	医療機関理由⑦	患者理由①	病院は、退院に至る経緯の中で看護師に対しての付きまといや喫煙、無断外泊があったことも主張した(医療機関理由①、②)。 判決の中で無断外泊を認定した(医療機関理由 ②)。

2 裁判例の判断について

(1) 入院治療の必要性がない場合(医療機関理由⑦)の入院契約の終了について

上記で挙げた裁判例は、いずれも当事者間では第2章1節で検討した医療機関が退院を求める理由のうち、医学的な入院治療の必要性の有無(患者理由①、医療機関理由⑦)が主要な争点として争われ、いずれについても医学的に入院契約の必要性がないとして医療機関の主張を認めているものである。

また、いずれの裁判例についても、概ね、入院治療の必要性の視点から

は医師が、通院治療の可能な程度にまで治癒・回復し、入院治療の必要性 がなくなったものと診断した場合には、その診断が医師として許容される 医学的、専門的裁量の範囲を逸脱した不合理なものであるなどの事情がな い限り、医療機関が患者に対して退院すべき旨の意思を表示することによ って、入院契約が終了し、患者が退院義務を負うとの判断を示している。

(2) 資産や居住先がないこと (患者理由④) について

また、裁判例2、3、4については、退院請求を求められた患者は、資 産や居住先がないことを理由に、 入院契約は終了しない旨を主張してい る。結論として、いずれの裁判例も、患者の主張を排斥しているが、裁判 例2は、社会的諸条件を考慮して判断される「入院治療の相対的適応」を も考慮して判断すべき場合について「社会的条件をも考慮して入院治療を 必要とし被告がこれを継続すべき債務を負う場合とは、単に入院治療を継 続する方が望ましいというのではなく、社会的条件等をも併せ考えると退 院させた場合には適切な診療行為を受けることができなくなり、その結 果、その病状を悪化させることが明らかであるかその危険性の大きいこと が予見される場合に限られる | との判断を示し、裁判例3.4は信義則上 の判断の中で資産や居住先について取り上げて検討している。

上記主張の位置づけは、当事者の主張によるものと考えられるが、これ らに対して裁判所が、一定の判断を示していることは、第2章第1節で検 討した、患者側が入院継続を求める理由(患者理由②、③、④)が、入院 契約の終了に全く無関係ではないことが前提となっているものと考えられ る。もっとも、裁判例2が示すような場合は、実際には、ほとんどすべて の場合、本稿でいうところの入院治療の必要性がある場合に該当するもの と考えられ(20). 裁判例3.4でもあくまで一般条項での検討がなされるよ うに、 当該患者に資産や居住先がないことが入院契約の終了を制限する根

⁽²⁰⁾ 河野・前掲注(17)においても、「右の基準によれば、医学的な「入院治療 の絶対的適応の場合 | の退院を除いて、実際上はほとんどの強制退院が許容さ れる結果になりはしないか」と指摘されている。

拠となる場合は例外的であるとする判断をしていると考えられる(21)。

(3) 大阪地判昭和60年9月13日(裁判例2)の位置づけ

また,医学的な入院治療の必要性がないこと(医療機関理由⑦)以外の理由に基づく入院契約の終了について,裁判例2の判断をどのように位置づけるかも問題になる。

同裁判例は患者によるビラ配布行為を直接の原因として、病院が退院措置をとったものと認定しながらも、不法行為責任を認めておらず、入院契約の必要性がないこと以外を原因とした退院措置を認めたとも考えられるからである。

しかし、裁判例2では、その理由中で、医学的な入院治療の必要性がないこと(医療機関理由⑦)が認定され、医学的な入院治療の必要性を前提として、債務不履行及び不法行為責任を否定している。医学的な入院治療の必要性がないこと(医療機関理由⑦)以外の理由に基づく入院契約の終了との位置づけはできないように思われる(22)。

結局のところ,裁判例においては,医学的な入院治療の必要性がないこと(医療機関理由⑦)以外の理由に基づく入院契約の終了については,未だ明確な判断が示されていないと考えられる。

第4章 理論的整理・検討

第1節 これまでの検討

これまで、入院契約の実際や裁判例を概観してきたが、入院契約の終了は、特に入院治療の必要性が存在する場合の基準が不明確な現状であるこ

⁽²¹⁾ なお、上山・前掲注(18)は、「「入院治療の相対的適応」の視点から強制退院を制限する裁判例が今後登場する可能性は否定できない。」とする。

⁽²²⁾ 村山淳子『医療契約論』87頁(平文社,2015)も、同裁判例は入院契約の必要性がないことを認定し、また複合的な性質を有する入院契約についての判断であることを指摘している。

とが指摘できる。また、第2章1節に列挙した考え得る患者が入院継続を 求める理由や病院が退院を求める理由が決的に持ちうる意味合いも明らか ではない。

そのため、以下では入院契約の終了について理論的な側面から整理・検 討し、続けて入院契約の終了に際してどのような事情をどのように検討さ れるべきかについての試論を示すこととする。

第2節 入院契約と入院を伴わない診療契約

1 入院に伴う患者と医療機関の関係は契約であるか

そもそも、診療に関しての患者と医療機関との関係が契約関係であるか どうかについても議論がなされている。特に、医療関係者からは、応召義 務の存在、診療報酬制度等から患者と医療機関の関係を契約関係とするこ とに違和感があるとの意見も根強いところである。

患者と医療機関の関係が契約関係ではなく信託関係であるとする見 解(33)の他、社会契約的な公的関係であるとの見解、公的給付であるとの 見解も検討されているところである。もっとも、裁判実務上、学説上は患 者と医療機関との契約とする考えが大勢である。

また、先に見た诵り、特に入院に際しては入院誓約書等において退院を 義務付ける合意がなされる場合やそうでない場合が存在しているのであ り、複数の当事者間において債権債務関係を発生させる旨の合意、則ち契 約関係が存在しているものと考えられる。

したがって、本稿においても、入院に伴う患者と医療機関の関係が入院 契約であることを前提に検討を進める。

なお, 近時の民法の改正にあたっても, 診療契約が典型契約として位置 づけられるべきかとの議論もなされており、民法の典型契約として位置づ けられなくとも医療契約に特化した民事特別法の制定を近い将来見据えて

⁽²³⁾ 樋口範雄『医療と法を考える』 9頁(有斐閣, 2007)。

検討すべきとの指摘もされている(24)。すでに、オランダやドイツでは診療契約法が民法の中に規定されていることも参考になる(25)。

2 入院契約の法的性質

従来,診療契約一般について雇用契約や請負契約ないし無名契約とする 見解も示されてきたが,診療契約は医療機関の義務内容が治癒という結果 の実現ではなく適正な医療という事実行為を実施することにあると考えら れることから準委任契約の性質を有するものであるとするのが裁判実務及 び通説の立場である(26)(27)。本稿も,実務的な示唆を得ることを目的とし ているため診療契約が準委任契約であるとの裁判実務及び通説の立場を前 提とする(28)。

では、診療契約の法的性質はそのまま入院契約にも当てはまるものであ ろうか。従来の診療契約に関する議論は、必ずしも入院契約と入院を伴わ ない診療契約との異同が意識されてなされてきたものではない。

確かに、入院契約は複合的な性格を有し、診療契約とも異なる側面を有するものではあるが、診療契約一般と同様、主たる目的は診療にあり、病室の提供や、食事の提供等は、診療に付随するものと考えることができるため、従来の診療契約における議論は入院契約においても大部分が該当するものといえる。従って、入院契約についても準委任契約の法的性質を有するものと考えられる。

⁽²⁴⁾ 手嶋豊「医療契約についての規定を民法に組み込むことを考えるか」椿寿夫 ほか編『民法改正を考える』(日本評論社, 2008) 323頁。

⁽²⁵⁾ 手嶋豊「オランダにおける診療契約法について」日本医事法学会編『年報医事法学21』49頁以下(日本評論社, 2006), 村山・前掲注(22)176頁以下。

⁽²⁶⁾ 我妻栄『債権各論(中2)』549頁(岩波書店, 1962)。

⁽²⁷⁾ 野田・前掲注(2)116頁。

⁽²⁸⁾ もっとも、診療関係は制度的な複雑性、対象としている行為の特殊性から準 委任契約という枠組みでとらえることが実体に合致しない場合も存在するもの と考えられる。医療契約法の制定も見据えた議論がなされる余地はあるのでは なかろうか。

裁判例においても、入院契約は、「入院を伴う診療契約」と呼称され、 または、 進委任契約の性質を有すると明言されている(裁判例5)

また。同様の理由から、終了事由に関する議論も基本的には入院契約と 診療契約一般とで共通するものと考えられる。

第3節 入院契約の終了(20)

では、入院契約が進委任契約の法的性質を有するとして、入院契約が終 了し、医療機関からの退院請求がなされ得るのは決的にどのような場合で あろうか。

先に検討した、入退院に伴う利害関係も参考にしながら検討を進める。

1 入院契約の目的の達成

(1) 入院治療の必要性がない場合(医療機関理由学)について

まず、目的を達した場合には、通常の準委任契約同様、診療契約も終了 するものと考えられている。

入院契約においても、入院契約において目的とされている通院治療が可 能な程度に傷病が治癒した場合 (医療機関理由⑦) には、契約は終了する ものと考えられる。

もっとも、第2章第1節第4項に述べたように、通院治療が可能な程度 に傷病が治癒すること、則ち入院治療の必要性の存在の有無が高度に専門 的な事情であることから、入院治療の必要性の判断は医師の広い裁量に委 ねられているものといえる。そして、入院契約の終了時点の判断について も医師の判断が尊重されるべきである。

従って、入院契約においては、患者の傷病が通院治療の可能な程度に回

⁽²⁹⁾ ここで取り上げる終了原因の他、患者の死亡や、病院の法人格消滅、患者か らの解除等も終了原因として考えうるが、本稿では医療機関からの退院請求を 中心として検討を行うため、目的の達成と、医療機関からの解除を中心に取り 上げる。

復したとの医師の診断がなされ、医療機関から退院すべき旨の意思表示を 行った場合において、医師の診断に裁量を逸脱するような特段の事情がな い場合には、入院契約が終了するものと考えられる(30)。

本稿で取り上げた裁判例も、医師による入院治療の必要性がないことの 診断がある場合に医療機関が退院するべき旨の意思表示を行うことにより 入院契約が終了するものとの判断をしている。

以上より、入院治療の必要性がない場合(医療機関理由⑦)には、医療機関が退院するべき旨の意思表示を行うことにより入院契約が終了するものと考えられる。

(2) 患者理由②から⑤との関係

ア 患者の社会的諸条件(患者理由②から④)との関係

これに対して、先に検討した入院患者が入院継続を求める理由のうち、介護老人保健施設や特別養護老人ホームに空きがないこと(患者理由②)、介護者が不在であること、家族が介護を拒否していること(患者理由③)、患者が資力に乏しく、退院後の行く当てもないこと(患者理由④)といった患者の社会的諸条件が入院契約の終了との関係でどのような意味を持つであろうか。

この点は、医療機関がどのような役割を果たすべきであるかという点に 帰結するものと考えられる。

上記のような患者の社会的諸条件は医療機関が担うべき診療とは直接の関係がないものであり、医療機関が患者の生活保障をするべきとすることも妥当ではないことから、原則的に、入院契約の終了に際して患者の社会的諸条件は考慮されないものと考えられる。

裁判例2,3,4においても、当該患者に資産や居住先がないこと(患

⁽³⁰⁾ 入院契約が終了した場合、その後の患者と医療機関との関係はどうなるか、 則ち両者の間で入院を伴わない診療契約が継続するか否かについても検討の余 地があるものと考えられる。医療機関からの退院請求を中心として考える本稿 では詳細な検討は行わないが、今後の課題としたい。

者理由(4) が入院契約の終了を制限する根拠となる場合が例外的であると する判断をしていると考えられることは上述した通りである。

イ 入院保険料の支払条件との関係で、一定期間の入院が必要であること (患者理由⑤) との関係

また、入院保険料の支払い条件を満たすために患者からの入院継続が求 められる場合も考えられるが、これも入院契約の終了に際して考慮される べきものではない。診療自体とは関連性がなく、これを理由に入院継続を 許すとすれば保険会社に対する詐欺行為ともなりかねないからである。

2 医療機関による入院契約の解除

(1) 考えられる解除の法的根拠

委任の目的を達していない場合、則ち、入院治療の必要性が存在する場 合であっても、入院契約が解除により終了することが考えら得るとすれ ば、解除の法的根拠は何であろうか。

まず、入院契約の法的性質を準委任契約とした場合。条文上、民法651 条に定められた任意解除権に基づき、受任者すなわち医療機関から解除す ることがが考えられる(31)。

更に、入院費用の不払い等、患者が入院契約に基づく債務を履行しない 場合にも医療機関が債務不履行を理由に入院契約を解除や、入院契約に定 められた契約上の解除権に基づく解除が考えられる。

(2)解除制限の法的根拠

もっとも、未だ法的根拠に見解の一致は見られないものの、医療機関か らの解除は制限されるとの見解が大勢である。

従来、特に医療機関からの任意解除権の行使が制限されるという文脈で の議論がなされてきたものである(20)。

⁽³¹⁾ 法律行為の委託でない、事務の委託については民法651条をせず、雇用又は 請負の規定を適用すべきとの説もある(三宅正男「契約法(各論)下巻 | 1024 頁(青林書院, 1988))。

任意解除権の制限の根拠としては、医療機関からの任意解除権は、応召義務(医師法19条)により制限され、正当事由がある場合にのみ解除ができるものとされるとする見解(33)や、医師に応召義務が課せられていることの事実上の帰結として制限されるとする見解(34)、医師の患者に対する圧倒的優位の関係と診療契約の特質から医療機関からの解除は制限されるべきとする見解がある(35)。

また、応召義務は契約締結と無関係であることに加え、応召義務が診療継続義務を含むものと解すべきでなく、両当事者の信頼関係が破たんした後に医療関係を維持することは困難であるから、医療機関からの任意解除を認めるとする見解も存在する(36)。この見解によれば任意解除権は、信頼関係が破たんした場合にのみ行使できることとなろう。

現実に、入院治療の必要性が存在する場合、医療機関からの解除を自由 に認めるとすることは患者に健康上の大きな不利益をもたらす可能性があ るため、医療機関の解除権には一定の制限がされるべきと考えられる。

一方で応召義務は新規患者に対する診療義務を公法上規定するものであり、診療継続義務までを含むものではないことから、応召義務により直接 解除権が制限されるとはいえない。むしろ、入院契約は当該入院患者の生

⁽³²⁾ 主に任意解除権の制限として議論されてきたものであるが、債務不履行解除や入院契約に基づく解除の場合であっても、同様の議論が当てはまるものと考えられる。解除の制限にかかる本稿の立場や、本稿で取り上げるいずれの立場でも、任意解除権、債務不履行解除、及び入院契約に基づく解除のいずれについても解除権が制限される根拠が妥当するからである。この点は、賃貸借契約における信頼関係破壊の法理が解除一般に妥当する判例法理であるとの評価も参考になる(原田純孝「賃借権の譲渡・転貸」星野英一編『民法講座 第5巻契約』(有斐閣、1985) 354頁参照)。

⁽³³⁾ 山口忍「診療契約上の問題」山口和男ほか編『現代民事裁判の課題 (9)』 119頁(新日本法規出版, 1991), 前田泰「診療契約」NBL923号76頁。

⁽³⁴⁾ 村山・前掲注(22)68頁等。

⁽³⁵⁾ 平林勝政「退院めぐる法的諸問題」日本医事法学会編『年報医事法学 3』 82 頁(日本評論社, 1988)。

⁽³⁶⁾ 米村滋人「一般医療行為法[1]医療契約」法セ694号102頁

命身体という重要な利益にかかわるものであることから契約の性質上、 医 療機関からの解除は制限されると考えることができる。このような解除の 制限は、国民の生命身体を保護するために正当な理由がない限り診療の拒 否を禁止する応召義務と根底では同様の価値判断に基づくものといえる。

そして、医療機関からの入院契約の解除が認められる場合とは、入院契 約の解除により当該患者に及ぶ生命身体の不利益と比較考量してもなお解 除を認めるべき正当な理由(37) がある場合であるものと考える。なお、入 院契約において極めて重要な、信頼関係もその一要素として検討しうるも のと考えられる。

本稿では以上の立場を前提として検討を行うものとする。

(3)解除の可否

では、医療機関による入院契約の解除が制限されるとして、解除が許さ れる場合は考えられるであろうか。

本件で紹介した裁判例2においても、判決中で、「…原告主張のごとく 入院治療が必要な状態にある限り被告においてこれを継続すべき債務を負 い途中でこれを解約(解除)することはできないと解すべきかどうかにつ いては、なお、検討すべき問題があると考えられるが(民法六五一条参 照). 仮に、一応、原告の右主張を肯定するとしても…」として、解除の 可否を含めて検討の余地があることを示唆している。

もっとも、入院治療の必要性が存在する場合であっても、当該入院患者 の病状の程度には様々考えられる。その一方で、医療機関が退院を求める 理由にも様々な理由が考えられ、当該入院患者以外の第三者の生命身体の 利益が害される場合もありえる。

⁽³⁷⁾ 応召義務における正当事由については、一定の行政解釈が示されている。応 召義務における正当事由も、価値判断が根底において共通することから入院契 約の解除の正当理由に判断でも一定の参考になりえるが、現在まで、示されて いる応召義務に関する行政解釈は、国民皆保険制度以前の医療制度の下のもの もあり、現在も妥当するかについては大きな疑問がある(樋口・前掲注(23) 83頁)。

そうすると、解除の制限の根拠である入院患者の生命身体の利益は重要であるが、一定の場合には正当な理由が認められ、解除が肯定される場合が存在するものと考えてよいといえる。

3 正当な理由の判断要素

以上のように、正当な理由が認められる場合には入院治療の必要性が存在していても、医療機関からの解除が認められる余地があると考えられる。

もっとも、抽象的な「正当な理由」のみでは、本稿で目的とした基準の 明確化が達成できたということはできない。

そのため、更に、正当な理由判断において、どのような事情がどのように考慮されるかについて、第2章第1節で検討した入退院をめぐる利害関係も参考にしながら検討を続ける(%)。

(1) 正当な理由の評価障害事実について

ア 退院による当該入院患者の生命身体に与える影響

上述したように、医療機関からの入院契約の解除が、当該患者の生命身体の利益の保護のために制限されると考えられることから、退院により当該入院患者の生命身体に与える影響がどの程度であるかが比較考量の際の前提となる。

したがって、当該入院患者の傷病の程度が正当な理由判断の際の消極事情として重要となる。

⁽³⁸⁾ 医療機関からの解約を認める場合の正当事由について「強制退院を求めるためには退院の措置をとっても病状が悪化する恐れがない場合に加えて、当該患者の行状が医師の医療行為を妨害したり、他の入院患者の平穏を害する等病院の秩序の維持を著しく阻害するものであるとか、経営不振により医療機関を閉鎖する必要がある等の、強制退院の措置を講じることが社会通念上相当な事由の存在を必要とする。」とする整理も提示されており、参考となる(山口・前掲注(33)122頁)。

イ 当該入院患者の社会的諸条件(患者理由②から④)・保険給付の条件 (患者理由⑤)

当該入院患者の社会的諸条件が原則的に入院契約の終了において考慮さ れないこと、及び入院保険料の支払条件との関係で、一定期間の入院が必 要であることが入院契約の終了において考慮されるべきでないことは、入 院治療の必要性がない場合(医療機関理由例)と同様である。

- (2) 正当な理由の評価根拠事実について
- ア 当該入院患者の行為が当該医療機関の他の患者に対する適切な診療の 阳害

まず、当該入院患者の行為が、直接的に他の患者に対する適切な診療を 阳害する場合には、当該入院患者の生命身体の利益生命身体の利益という 重要な利益に比肩する他の患者の生命身体の利益が反対利益として存在す ることとなる。当該入院患者の行為が、医療機関の適正な運営に著しい影 響を与え、その結果間接的に他の患者への診療を阳害する場合も同様であ る。

上記のような場合には、反対利益の重要性からも正当な理由判断に際し ての強い積極事情となるものといえる。

具体的には 当該患者が医療従事者や他の入院患者に対して迷惑をかけ ていること(39) (医療機関理由(イン) のうち、特に悪質性が高いものがこれに 該当するものといえる。

また 入院費用の未払い (医療機関理由) は直ちに他の患者への適切 な診療に影響を及ぼすものではないと考えられるが、医療機関の経営状 況. 及び未払額の程度によっては. 他の患者に対する適切な診療を阻害す る場合にあたるものといえる(40)。

⁽³⁹⁾ 入院治療の必要性がある患者の多くは、病状との関係で、医療従事者や他の 入院患者に対して迷惑行為に及ぶことが困難であるため、現実には多くはない と考えられる。

⁽⁴⁰⁾ 塚本泰司「医療契約を考える|日本医事法学会編『年報医事法学21』43頁 (日本評論社, 2006) においては、3年間赤字が続くなら病院は廃絶すると母体

なお、本稿では、患者が病院規則を守らないこと (医療機関理由②) については、医療機関理由②及び⑦に当たるものは除外しているため、患者が病院規則を守らないことが他の患者への適切な診療に影響を与える場合は想定し難いものと考えられる。

イ 当該患者の行為が医療機関の運営への影響

上記のように、当該患者の行為が他の患者に対する適切な診療を阻害する程度には至らなくとも、当該医療機関の運営を阻害する場合には、当該 医療機関の営業の利益を害するものといえる。

その場合、退院を求められる患者の生命身体という利益に対して、直ちには正当な理由を認めることは困難であろうが、退院により当該入院患者の生命身体に与える影響の程度や、他の正当な理由判断の際の積極事情も併せて正当な理由が認められる場合も存在するものと考えられる。

具体的には、他の患者に対する適切な診療を阻害するに至らない当該入院患者の迷惑行為(医療機関理由①)及び入院費用の不払い(医療機関理由②)の外、退院を求める対象である患者が病院規則を守らないこと(医療機関理由②)もこの事情に当たりえる。

ウ 当該医療機関の機能

また、医療機能の分化・連携が進む中で、当該医療機関がどのような医療機能を果たすかも正当な理由判断に影響するものと考えられる。特に高度急性期病院や急性期病院においては、医療資源の効率的な利用の視点からも当該医療機関の機能が正当な理由を肯定する事情になると考えられる。

なお、入院期間が長期化することにより、診療報酬が減額されること (医療機関理由金)は、病院経営上重要な視点であるが、診療報酬制度の問題であり、これ自体は正当な理由判断の積極事情にはならないものと考えられる。

組合から通告を受けたとする報告もある。

エ 当該入院患者の生命身体の利益への影響を減じる事情(41)

(ア) 信頼関係の破壊

上述したように、入院契約においては、入院患者と医療機関との関係は 密接的である。そのため、入院契約においては、診療を継続するにあたっ てより一層の信頼関係が必要であり、信頼関係破壊されていればがなけれ ば適切な診療関係は期待できない。

そして,適切な診療関係が期待できていない場合,仮に当該入院患者が 退院をすることなっても,適切な診療関係が維持されている場合と比し て,退院による当該入院患者の生命身体への影響は限定的なものであると いえる。

従って、当該入院患者と医療機関との信頼関係が破壊されている場合は、正当な理由を補完する事情になるものと考えられる。

具体的には、当該入院患者の迷惑行為(医療機関理由④)及び入院費用の不払い(医療機関理由④)のうち軽微なものの外、入院時に患者と医療機関との間で入院申込書や病院規則において、当該入院患者が遵守することされている事項について、現実に順守されない場合には、信頼関係が破壊されているとの評価がされる場合があると考えられる(医療機関理由 ④)。

(イ) 退院後の治療に対する配慮措置(42)

また, 退院時に, 医療機関が, 当該医療機関での継続的な診療ないし,

⁽⁴¹⁾ 退院による当該入院患者の生命身体の利益と比較考量される反対利益ではないため、正当な理由を補完する事情になるものと考えられる。

⁽⁴²⁾ 入院契約の終了時において、医療機関において他病院の紹介や転送などの措置を講ずる義務が生じるか否かについては、医療側は契約上の適正医療提供義務を負うことを理由に、診療契約の任意解除後に患者の生命・健康に不利益が生じないよう、他院への紹介、転送など十分な措置をとる必要があるとする見解(米村・前掲注(36))、診療契約の性格上、適正な医療の提供の範囲に限れば、医療機関側にパターナルな患者保護の要素を一定限度では求めてよいことを理由に、退院後の治療継続を支援する配慮義務を一定の範囲で医療機関に課すことも必要とする見解(上山・前掲注(18))が主張されている。

他の医療機関への転院等,当該入院患者の退院後の治療に対する配慮措置 を講じていた場合も,退院による当該入院患者の生命身体への影響を限定 的にするものであり,正当な理由を補完する事情になるものと考えられ る。

第5章 結論-分析の結果と今後の展望

1 これまで見てきたように、現在では、医学的に入院治療の必要性がない場合(医療機関理由⑦)の入院契約の終了については複数の裁判例において判断が示されており、その内容は一定程度明確となっているといえる。

その一方で、入院治療の必要性がある場合(患者理由①)に、医療機関からの解除が認められるか否かについては、裁判例や行政解釈上も明確な基準や検討の方向性は示されておらず、学説上も議論がし尽くされている 状況にはなかった。

第1章で述べた通り、具体的な基準が不明確であることは、患者及び医療機関のいずれにとっても弊害になりえる。反対に、基準や検討の視座を明らかにすることで新たな紛争発生の予防や紛争解決の一助となりえるのである。そのため、入院契約が具体的にいつ終了するかは、できる限り具体的に示されるべきであり、重視される事情や、補完的な事情等を類型化する試みが今後もなされていく必要があるものといえる。

本稿で試論として示した検討の方向性が、医療従事者、法律家の双方から批評を受けさらなる議論がなされることで、医療の現場がより一層医療

また、裁判例2についても、他の治療機関への入、通院手続き等当該患者がなしうる手段を迅速、適切に講じてもなお新たな治療等を受けるまでの間に病状が悪化することが明らかないしその危険が大きいときには、他の治療機関への入、通院手続き等患者が自分で取りうる手段を迅速、適切に講じさえすれば病状を悪化させることなく、新たな治療を受けられるよう配慮した措置を講じたうえで退院させるべき債務を負うとの判断が示されている。

に集中できる場となり、患者及び医療者双方の利益となることを願う次第 である。

入院契約の終了に際して、特に医療機関からの解除権の制限について は、そもそも医療機関からの解除権が認められるか、制限される根拠は何 かについて見解の一致をみておらず、裁判例においても一定の判断が示さ れているものはない。そもそもの解除権の制限の根拠も明確になっていな いことから、具体的な終了事由についての議論がされにくい状況にあった と考えられる。

冒頭に述べた執行の困難性等の事情から、今後もこの問題に対して判断 を示す裁判例が現れる見込みは少ないと考えられる。診療契約の立法化に ついての議論がなされていることは先に述べたが、(入院契約の終了をも含 む) 診療契約一般の終了も含め、立法化を見据えた議論がなされるべきで はなかろうか。

これについては、オランダの診療契約法 (De Wet op de geneeskundige behandelingsobereenkomst) 460条において、医療関係者からの解約は重要 な理由がなければ認められないことが明文をもって定められていることも 大いに参考になるものであろう。

入院契約の終了については実務の関心が相当高い分野でありながら. 複雑な利害関係や繊細な内容であるためか、積極的には論じられてこなか ったように思われる。本稿は、入院契約の終了場面のほんの一場面を取り 上げたものでしかないが、今後も入院契約の終了をめぐる様々な問題点に ついて詳細かつ具体的な議論が展開されることが望ましいものと考える。